



## 質 問

自販機に設置されている「くすかご」の空き飲料缶・空きビン・空きペットボトル等の廃棄物の処理責任は、施設の管理者か、又は自販機に飲料缶を納品している業者か

## 回 答

① 第一に、当該自販機の管理責任が誰に帰属するかが重要です。自販機で販売した売上金を実質的に誰が収受しているか。また、自販機にかかる電気料金を誰が負担しているかによって、自販機で飲料缶の販売事業者が特定できるのでは無いでしょうか。

今回の質問では、高校の敷地内に設置された自販機であって、空き容器などは高校の用務員さんがまとめて、自販機とは別の場所にあるごみ置き場に運んでいる事情があります。

② 第二に、当該自販機の設置にあたり、双方が取り決めた契約又は協定などの文書における合意事項の内容です。特に、自販機は高額な商品であり、通常はリース契約が主体化と推察します。誰と誰がリース契約を締結しているのかが重要な要素です。

③ 一般的な事例ですと、自販機の設置は、飲料缶の販売者が自販機メーカーのリースにより設置するケースが多いと推察します。販売者が、施設側に飲料缶の販売のために自販機を設置するよう営業又は要請し、施設側が許可するケースです。この場合は、一般的には、販売者が排出事業者となります。

④ 高校の施設管理者として、責任がどこまで及ぶのかの問題もあります。通常は、施設内の全設備の管理を総括する責任者が存在するのでは無いでしょうか。自販機の設置とそれに伴う廃棄物処理を含めての管理責任者が存在するのであれば、その管理者と御社の間での取り決め（協定書、合意書など）が判断の基礎となります。

⑤ 自動販売機については、主たる管理者と、その関与者が存在する場合があります。そのため一律に誰が排出事業者と特定することが困難な場合が少なくありません。主たる管理者が名目的である場合、また関与者も複数存在する場合も有ります。

⑥ 管理者と関与者の責任と役割を当事者において明らかにしていくことが重要です。単純に、空き缶類をまとめてごみ集積所に運んでいることを根拠に施設管理者【高校】が排出者と断定することには無理があります。関与者に過ぎません。

⑦ 結論として、本来の排出事業者とは、当該自動販売機を設置し、売上金を収受し利益を上げる目的で事業活動を行っている者となります。

以上

